

新型コロナウイルス対策（コートジボワール（その17））

コートジボワール運輸省は7月1日からの空路国境開放、国際線の運行再開に伴って、全ての渡航者及び空路使用者に対し、全ての航空便への渡航者申告システムを開始したことを発表しました。発表された措置の概要は以下のとおりです。

出発及び到着する渡航者及びコートジボワールにて乗り継ぎする渡航者は、COVID-19に関する衛生対策のため、空路移動申告様式に渡航情報を記載しなければならない。この様式は、次のアドレス（deplacement-aerien.gouv.ci）からオンラインにて利用可能である。

飛行機を利用する際は、この申告を行う義務がある。運輸省は、この衛生的な危機の間、飛行機の安全対策のため、この制度の遵守を厳しく確認することを強調する。

コートジボワール保健省により7月5日時点で確認されている発症者数は10,772名（内5,067名治癒、74名死亡）です。今後とも最新の感染情報を入手するよう努めて頂くとともに、ご自身やご家族の安全の確保のため、細心の注意を払うようお願いいたします。

【問い合わせ先】 在コートジボワール日本国大使館（トーゴ、ニジェールを管轄）
大使館代表：（225）20 21 28 63（内線111）
Eメール：consulat@aj.mofa.go.jp